

# 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育 案内書

## 法律根拠

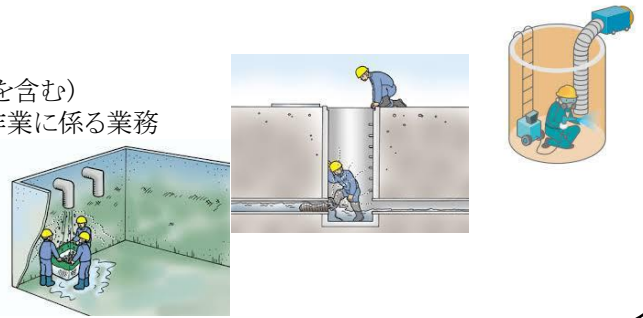
- ・労働安全衛生法第59条の規定により、酸素欠乏危険場所における作業に係る業務は、作業者の知識が不十分な原因での災害が多く、死亡率が高い災害であることから、特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。
- ・当協会では別添の年間予定表に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。

### 【特別教育を必要とする業務】

- 労働安全衛生規則第36条第26号
- ・酸素欠乏症等防止規則に定められた第2種酸素欠乏危険作業に係る業務(第2種は硫化水素を含む)
- ・令別表(省略)第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業に係る業務

### 【酸素欠乏等】

- ・空気中の酸素濃度が18%未満である状態又は空気中の硫化水素の濃度が10ppmを超える状態をいう。



## 申込方法

- ・愛媛県下の各地区で開催されますので、詳細は開催予定表をご確認ください。
- ・申込み受付開始は、原則実施日の2ヶ月前から(土日祝祭日の場合は翌日)です。別添の申込書に必要事項を記入して受講料を添えて、2週間前までに各地区の(公社)愛媛労働基準協会支部まで申し込んで下さい。(現金書留や銀行振り込みをご希望の方は、別途各支部にお問い合わせ下さい)
- ・講習開始時間や駐車場の有・無等は、各地区会場で異なりますので開催予定表や受講票で確認して下さい。

## 受講資格

特になし

## 講習科目 時間

科目	時間	科目	時間
酸素欠乏等の発生の原因	1時間	事故の場合の退避及び救急蘇生の方法	1時間
酸素欠乏症等の病状	1時間	その他酸素欠乏症等の防止に関し必要事項(関係法令)	1.5時間
空気呼吸等の使用方法	1時間		
(合計 5.5時間) … 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間帯となっています。			

## 受講料

単位:円

単位:円	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	9,900	1,320	11,220
会員	6,600		7,920

・キャンセルは、前日まで(土日祝祭日の場合は前日)に、電話でご連絡頂ければ返戻させていただきます。当日欠席された場合は、返戻出来ませんのでご注意ください。

## 修了証

- ・全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- ・事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間保存義務)